

伊勢市農業委員会 第210回 総会議事録

日 時	令和5年6月15日（木） 13時55分～14時51分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>18名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 10番 中西 正平</p> <p>11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘</p> <p>14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史</p> <p>17番 岩尾 昭 18番 大西 正義 19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>1名</p> <p>9番 東浦 弘行</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	5番 川端 善宏 16番 奥野 隆史
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> <p>追加議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>2. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）</p> <p>3. その他</p>

<p>議 長</p>	<p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、伊勢市農業委員会第210回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は18名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 5番の川端 善宏さん 16番の奥野 隆史さん のご両名をお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 追加議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び追加議案、正誤表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は4件、田が2筆 1,926㎡、畑が4筆 789㎡の計6筆 2,715㎡でございます。</p>

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは贈与でございます。受人は神久 5 丁目の畑 3 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は神久 3 丁目地内 久志本神社より北へ 260m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は 4 名でございます。

2 番、こちらは売買でございます。受人は柏町の畑 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 加須夜神社より南へ 40m に位置する農業振興地域内 農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

3 番、こちらは贈与でございます。受人は鹿海町の田 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 鹿海排水機場より西へ 120m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

4 番、こちらは売買でございます。受人は小俣町湯田の田 1 筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 有田神社より東へ 5 m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は 1 名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された 3 番は、営農計画を提出し水稲で耕作を行うとのことで、譲渡人と共に 20 年間耕作しています。4 番も、営農計画書が提出されており、所有権が移転した後に畑地転換し、果樹（夏みかん）を植えるとのことで、事務局において適正であると判断いたしました。なお、4 番については、農地の新規取得であるため事務局において、耕作状況の確認を行っていく予定です。

議案第 1 号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の

	<p>結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>2ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が1筆1,632㎡、畑が4筆789㎡の計5筆2,421㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(2-1)をご覧ください。</p> <p>1番と2番について、申請者は違いますが協力して一体として転用するため、併せて説明します。申請者4名は桜木町の畑4筆を、山林として桧を植林したいとの申請でございます。申請地は桜木町地内三交バス 桜木町口停留所より南東へ30~40mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、周辺状況から山林化がやむを得ないと判断され、苗の購入や植林後の管理方法を具体的かつ明確に記した植林管理計画が提出されており、県通知による山林への転用事務の取扱いの内容を満たしているものです。現地調査の結果、荒廃農</p>

地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

3番、申請者は神久2丁目の田1筆を、賃貸駐車場40台分と隣接する仮設事務所等への進入路としたいとの申請にございます。申請地は神久2丁目地内 県道伊勢二見線 二見街道入口交差点より北東へ170mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、申請人が平成5年頃から駐車場として利用してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

3 ページをお願いします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 10 件、内訳といたしまして、田が 8 筆 4,033 m²、畑が 5 筆 2,216 m²の計 13 筆 6,249 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ（3-1）をご覧ください。

1 番、売買でございます。受人である船江 2 丁目で不動産業等を営む株式会社丸為 代表取締役 田中 信也さんが、船江 4 丁目の畑 1 筆を譲り受けて、所有権が移転した後に鹿海町で屋根工事業等を営む株式会社晴人 代表取締役 亀田 俊樹さんに貸し出す資材置場としたいとの申請にございます。申請地は船江 4 丁目地内 船江河崎共同墓地より西へ 60m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留を行うとのことでございます。

2 番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である浦口 4 丁目で土木建設業等を営む株式会社山野建設 代表取締役 山野 浩さんが、伊勢市が発注した令和 4 年度公下第 22 号 尾上岩渕分区污水幹線築造工事を受注した関係で、神久 2 丁目の田 1 筆 456 m²を令和 5 年 1 2 月 3 1 日まで賃貸借により借り上げて、仮設事務所、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は神久 2 丁目地内 県道伊勢二見線二見街道入口交差点より北東へ 180m 位置する第 3 種農地にございます。本申請につきましては、申請人が令和 5 年 4 月から資材置場等として造成し山野建設に貸してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（3-2）をご覧ください。

3 番、こちらは使用貸借でございます。受人である村松町で自動車販売業等を営む株式会社 T A K T 代表取締役 徳田 隆仁さんが、村松町の田 1 筆の一部を借り受けて、車両置場 14 台分としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道 2 3 号 村松町 4 交差点より南へ 360m に位置する第 1 種農地にございます。第 1 種農地ですと原則不許可となることところでございますが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号ハに「既存の施設の拡

張(拡張に係る敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」という規定がございます。申請者であるTAKTの敷地面積は565㎡で、自社の敷地につきましては、公図等の資料を添付しており、今回申請された土地の面積は280㎡で既存の施設の敷地の面積の半分以下でございます。拡張が必要なのかを確認したところ、数年前から手狭になってきている状態であり、効率よく使える事業用車両置場を隣に整備することが必要なためとのこととございました。よってこの規定を満たすものとして、今回上程するものでございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

4番、こちらは売買でございます。受人である東大淀町で不動産業等を営む有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋 清さんが、村松町の田3筆を譲り受けて、所有権が移転した後に小俣町元町で土木工事業等を営む下建設株式会社 代表取締役 桑原 卓さんに貸し出す建設発生土置場としたいとの申請にございます。これは、埋め戻し用等に再利用することが出来る建設工事現場で発生した土砂を置くとのことです。申請地は東大淀町地内 国道23号 東大淀町交差点より南東へ320mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、【4104、4106】は耕作地、【4105】は荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

次ページ(3-3)をご覧ください。

5番、こちらでも売買でございます。受人である名古屋市千種区で不動産業等を営む株式会社INPUT 代表取締役 村瀬 智香さんが、上地町の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に上地町で土木工事業等を営む株式会社IKM工業 代表取締役 中村 輝美さんに貸し出す資材置場としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 主要地方道鳥羽松阪線 掛橋交差点より西へ140mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

6番、こちらでも売買でございます。受人は中村町の畑1筆を譲り受けて、住宅 2階建て1棟 建築面積計57.24㎡としたいとの申請にございます。申請地は中村町地内 市立五十鈴中学校より南西へ100mに位置する第3種農地にござ

ございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は27%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

次ページ（3－4）をご覧ください。

7番、こちらは使用貸借でございます。受人は神菌町の畑1筆を借り受けて、受人が経営する岩渕2丁目でIT業等を営む株式会社UNICOに貸し、神菌町にある事業所の従業員用駐車場7台分としたいとの申請にございます。申請地は神菌町地内 神菌農村公園より南へ20mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、申請人の事業所の駐車場が手狭になったため従業員の駐車場を確保する必要に駆られ着工してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのこととございます。

8番、こちらは売買でございます。受人は二見町西の田2筆を譲り受けて、美容室店舗1棟 建築面積計57.63㎡としたいとの申請にございます。申請地は二見町溝口地内 国道42号 溝口北交差点より北東へ50mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

次ページ（3－5）をご覧ください。

9番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町元町の畑1筆を譲り受けて、受人が隣地で経営する病院の従業員駐車場8台分とごみ集積場としたいとの申請にございます。なお、ごみ集積場は既に設置されており、住民の利便性を考慮し現状を維持するものです。申請地は小俣町元町地内 若山児童公園より東へ210mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてアスファルト舗装を行うとのこととございます。

10番、こちらでも売買でございます。

受入である小俣町湯田で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、御菌町長屋の田1筆を譲り受けて、分譲宅地3区画と道路としたいとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計

	<p>画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は御菌町長屋地内 伊勢市消防署 御菌分署より北西へ20mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。</p> <p>議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。
山添委員	4番の土砂置場について、産業廃棄物などの混入の心配はないのでしょうか。
係 長	建設工事で掘り返した土砂のうち、埋め戻しに使うことができる土を置く聞いております。産業廃棄物などが混入していると埋め戻しに使うことができないので、そのような土が運びこまれることはないと思われます。
北村委員	ここは通行量の多いところなので、万一何かおかしなことをすればすぐにわかります。
出口委員	許可後の監視は誰かが行うのですか。行政の中で監視体制が整っている必要があると思います。農地でなくなれば農業委員会の規制は関係なくなってしまうと思いますが、庁内で許可についての情報共有などはできますよね。

<p>係 長</p>	<p>課税課や、建設関係の部署では都市計画課へ許可後に議案書を送付して確認はしてもらっています。市の発注の建設工事の場合、発生した土砂をどのように処理をしたかというものを、産業廃棄物であればついてくるはずなので、発注部署が監視できると思われま。農業委員会としては関係部署に対して、転用許可をしたのできちんと監視をしてくださいとお願いをしていくしかないと思います。</p>
<p>中澤委員</p>	<p>土砂置場ということは地目は雑種地に変わりますか。</p>
<p>係 長</p>	<p>雑種地になると思われま。</p>
<p>中澤委員</p>	<p>農地ではなくなるのでもし今後必要となくなったら宅地にも簡単に換えられるようにもなりますか。</p>
<p>係 長</p>	<p>土砂置場としての必要がなくなれば宅地へ転用されていく可能性もあります。受人は不動産業も営んでいるので、中澤委員が言われたように不要になった場合は建売住宅などになる可能性もあります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>3番について、車両置場14台分ということですが、駐車場ではないですか。狭い土地ですが、廃車などを置くのですか。</p>
<p>係 長</p>	<p>借人である法人が中古車販売や修理をしているので、廃車ではなくまだ使える車を置くところになります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようございませので、3号議案について許可いたしたいと思ひませが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>

<p>係 長</p>	<p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ1筆411㎡です。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、御菌町新開の田1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和55年に住宅を建築し、利用していたとのことで、固定資産税課税資産内訳書の写を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証</p>

	<p>明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は40件で、田が54筆の76,012㎡、畑が9筆の8,275㎡、計63筆の84,287㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の425㎡。 ◇2年11ヶ月の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ4筆の9,654㎡。 ◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が11件で、田のみ14筆の12,878㎡。 ◇4年11ヶ月の利用権（賃貸借権）の設定が2件で、畑のみ2筆の2,705㎡。 ◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が4件で、田が4筆の9,294㎡、畑が2筆の2,310㎡、計6筆の11,604㎡。 ◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の467㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が10件で、田が15筆の21,647㎡、畑が2筆の1,630㎡、計17筆の23,277㎡。 ◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が10件で、田が15筆の21,647㎡、畑が2筆の1,630㎡、計17筆の23,277㎡。 <p>以上件数は40件で、田が54筆の76,012㎡、畑が9筆の8,275㎡、計63筆の84,287㎡でございます。転貸抜きの件数は30件で、田が39筆の54,365㎡、畑が7筆の6,645㎡、計46筆の61,010㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。</p>
<p>日置 (農林水産課)</p> <p>議 長</p>	<p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内、21番・22番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。</p> <p>(奥野委員退席)</p>

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

続きまして29番から30番は、北村 安弘委員に関係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(北村委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、

北村委員にお戻りをいただきたいと思います。

(北村委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。
何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない
ようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いた
すが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計
画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

続きまして、追加議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について
(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求め
ます。

日置
(農林水産課)

それでは、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提
案)を説明させていただきます。件数は1件で、畑のみ1筆の759㎡でございま
す。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしましては、11ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑の
み1筆の759㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以
降をご覧ください。よろしく願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。本件について
ご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない
ようでございますので、6号議案について承認いたしたいと思いた

が、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことですので、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農用地利用集積計画の中途解約について

……14件(説明内容記録省略)

2. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)

……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。

係 長

それでは事務局から2点、連絡させていただきます。

まず今月の現地調査のお願いでございます。

- ・6月28日(水) 森北 雅博委員、 中川 亜沙美委員
- ・6月29日(木) 中澤 利吉信委員、 北村 安弘委員

にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。

<p>係 長</p>	<p>もう1点について、事務局で研修会を計画しておりますので、まだご案内を送付しておりませんがお知らせいたします。7月10日(月)の午後2時より、会場はこちらの講堂で開催させていただく予定です。内容は人・農地プラン地域計画についてでございますが、地域によって計画が進んでいるところと進んでいないところがあります。そこで、市の農林水産課が共同しまして、人・農地プランの取り直しの趣旨で、研修会を開催したいと思っております。対象者は農地利用最適化推進委員と、農業委員の皆さまでございます。今回は単なる説明だけではなく、具体的な話し合いもさせていただく予定で、日頃現地に入っているJA伊勢の坂口さんもお越しいただきます。まず概要部分を県の農林水産事務所の担当者から説明していただき、その後JAの坂口さんから現場での事例などをお話しさせていただく予定です。</p> <p>また改めて案内の文書を送付させていただきますので、ご都合のつく限りご参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第210回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____